

**第1条 【名称及び所在地】**

本スクールは、「群馬クレインサンダーズバスケットボールスクール」（以下、当スクールといふ）と称し、管理運営事務局（以下、当事務局）を株式会社群馬プロバスケットボールコミッショングループ（以下、当社といふ）内に置きます。

**第2条 【目的】**

当スクールは、各年代に応じた適切な指導により、バスケットボール及び運動の能力の向上及び群馬県のバスケットボール普及に努めるとともに、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

**第3条 【入会】**

当スクールに入会する方（以下、スクール生といふ）は、当スクール所定の入会申込フォームから申し込むこととします。

**第4条 【届出変更】**

スクール生及び保護者は、当スクールに届け出た氏名、住所、電話番号、メールアドレス等について変更があった場合は速やかに連絡先変更フォームから該当箇所を変更するものとする。

**第5条 【退会】**

スクール生は、各月の月末までに当事務局に所定の退会申請フォームから申請することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での連絡やパソコン又は携帯電話、スマートフォンのメールによる連絡での退会は受付けられません。各月の月末を過ぎた場合は、当スクールの事務手続き上、翌月末扱いになります。尚、当事務局が申請を受領しない限り受講料の支払い義務は発生するものとします。

**第6条 【休会】**

1. 各月の月末までに当事務局に所定の休会申請フォームから申請することにより、翌月から休会することができます。電話等口頭での連絡やパソコン又は携帯電話、スマートフォンのメールによる連絡での休会は受付けられません。尚、当事務局が申請を受領しない限り受講料の支払い義務は発生するものとします。
2. 1回の届出による休会期間は最大3ヶ月までとします。なお、休会期間中のスクール生向けイベントへの参加はできません。
3. 但し、突発的な傷害、傷病により休会する場合はその限りではありません。

## 第7条 【復会】

1. 休会したスクール生が復会する場合は、所定の復会申請フォームから申請し、復会を希望する日からスクール活動へ参加できるものとする。その際、月の途中からの参加であっても受講料は1ヶ月分発生するものとする。日割り計算は行いません。ご了承ください。
2. 復会するクラスが、既に定員に達している場合は、復会をお待ちいただく場合があります。

## 第8条 【受講料の支払】

1. 当スクールは原則、銀行引落で受講料の納入をしていただきます。
2. (株)日専連ライフサービスのクレジット機能付きカードにお申込みいただき受講料の銀行引落を行います。
3. カード発行には審査があります。
4. 万が一、カード発行が出来なかった場合は、当スクールから請求書を発行しお振込にて納入していただきます。
5. 初回納入分は、入会申込み後、指定購入品費用、年会費、スポーツ障害保険費用、受講料（1ヶ月分）の請求書を発行いたします。期日までにお振込下さい。
6. 振込み手数料は、ご負担ください。
7. 入会2ヶ月目もしくは、3ヶ月目からは、株式会社日専連ライフサービスのクレジット機能付きカードを使用し、銀行引落となります。毎月27日（土日祝の場合は翌営業日）に前月分の受講料が引落となります。
8. 受講料の納入を3ヶ月間怠ったときは、当スクールは指導を停止する、または退会させる場合があります。但し、事前に当事務局の了承を得ている場合は、その限りではありません。
9. 月の途中から入会する場合において、受講料の日割りは行いません。ご了承ください。
10. 残高不足により、引落が出来なかった場合は、株式会社日専連ライフサービスからご連絡させていただく場合がございます。予めご了承ください。

## 第9条 【入会金、年会費、受講料の返還】

納入された指定購入品費用、年会費、受講料は、理由の如何にかかわらず返還いたしません。

## 第10条 【資格の喪失】

スクール生及び保護者は、次のとき、その資格を喪失します。

- (1) 退会したとき。
- (2) 受講料を3ヶ月滞納し、当社の請求に応じなかつたとき。
- (3) 本規約を含む運営事務局の定める諸規則や、スクール実施会場の諸規則に違反した場合や、当スクールの信用、品位を著しく傷つける行為をしたとき。
- (4) 他のスクール生及び保護者に対して迷惑となる行為（様々な勧誘、営利目的の行為）
- (5) 練習の進行を妨げる行為。
- (6) スクール生が、繰り返し当スクールを無断欠席すること。

## 第11条 【遵守事項】

スクール生及び保護者は、本規約を遵守すると共にスクール会場での諸規則に従うものとする。

## 第12条 【スクール活動期間】

当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とする。スクール練習回数は、原則として各クラス週1回とする。スクール実施会場の都合で、練習が無い場合もある。その決定は、当スクールに一任するものとする。

## 第13条 【休校、振替、閉校】

1. 当スクールは、スクール実施会場の近隣公立学校が台風や自然災害、警報発令時に臨時休校の場合は、当スクールも併せて休校とする。
2. 政府や自治体が発出する要請や措置、宣言により臨時休校や短縮での活動となる場合があります。
3. 臨時休校の場合、当スクールの振替はありません。また、受講料の返還もいたしかねますのでご了承ください。
4. スクール生及び保護者の都合によりスクールを休む場合の振替は出来かねます。予めご了承ください。
5. 社会情勢の変化により、当社がスクールの存続を困難とする事由が発生したときは、無条件に閉校することができるものとします。

## 第14条 【保険】

当スクールに入会すると同時に、当社で加入している保険にご加入いただきます。なお、手続きは当事務局で行います。

## 第15条 【負傷時の処置】

スクール生が、練習中に負傷した場合は、当スクールのコーチまたはスタッフが応急処置を施す。

## 第16条 【肖像権】

1. 当事務局は、イベント及びホームゲームにおいて、今後のスクール活動の活性化とより良い活動環境を形成するための資料としてスクール生の写真及び映像（以下、映像等という）を記録します。
2. 前項により記録された映像等に係る肖像権は、当社に帰属する。
3. 第1項により記録された映像等は、群馬クレインサンダーズの活動と更なる発展の為、下記に掲げる当社取扱いメディア等で、使用又は掲載されます。
  - (1) 群馬クレインサンダーズ公式ホームページ、SNS等
  - (2) 群馬クレインサンダーズバスケットボールスクール案内チラシ、広告掲載
  - (3) 出演イベントの案内チラシ、ホームページ
  - (4) 各種マスメディア取材等

4. 前項に定める使用又は掲載につき、ご同意いただけない場合又は掲載を希望しない場合、スクール生の保護者は、当事務局へ届け出るものとする。

## 第17条 【免責】

スクール生及び保護者は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対して何ら損害賠償を求めず、当社は賠償しないものとする。

## 第18条 【連絡について】

### 1. 当事務局からの連絡

当事務局からの連絡は、入会時にいただいたメールアドレスへお送りいたします。メールが受信できるように設定をお願い致します。なお、登録・設定しなかったことによりスクール生に不利益になることが生じた場合、その責任は一切負いかねますので、ご了承ください。

### 2. 当事務局への連絡

(1) 体調不良などによりスクールを欠席する場合は下記のQRコードからご連絡ください。



(2) 休会、退会、復会の申請について

休会フォーム



退会フォーム



復会フォーム



(3) 連絡先変更について



(4) その他お問合せについて

バスケットボールスクール事務局お問い合わせフォーム



## 第19条 【個人情報の取扱い、利用について】

1. 当社は、スクール生及び保護者の個人情報を関係法令及び当社が別途定める「個人情報方針」に従って取り扱うものとし、スクール生及び保護者はこれを承諾するものとする。
2. 当社は、取得したスクール生の個人情報を以下の目的で利用します。
  - (1) スクール生向けチケット販売、グッズ販売
  - (2) スクール生向け特典（サービス、商品）の案内、提供
  - (3) 当スクールのサービス、商品等に関するアンケートの実施
  - (4) 各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
  - (5) お問合せ、依頼事項への対応
  - (6) 当スクール並びに、当社の活動を広報するため、スクール生の映像等を使用することがあります。
  - (7) 法令等に基づき、裁判所、警察機関等の公的機関からの開示要請があった場合は、当該公的機関に提供することがあります。

## 第20条 【担当コーチについて】

1. 怪我や体調不良等により担当メインコーチが欠席する場合は、該当日程のみ原則として代理のコーチが着任いたします。尚、代理のコーチも不在の場合は、不在のままアシスタントコーチが、練習を行う事があります。予めご了承ください。
2. メインコーチに代わり、アシスタントコーチのローテーションを定期的に行う場合があります。

## 第21条 【入会者の規約同意について】

スクール生及び保護者は、入会申込フォームからの申込をもって本規約に同意したものとする。

## 第22条 【規約の改定】

当社はスクール生及び保護者の事前の承諾を得ることなく本規約を改定することができ、スクール生及び保護者は予め同意するものとする。規約を改定した場合は、スクール生及び保護者に対して書面又は、オフィシャルホームページ上の告知などにより通知いたします。

### 附則

本規約は、2019年4月1日より施行する。

附則（2021年6月3日）

本規約の変更は、2021年7月1日から施行する。

株式会社群馬プロバスケットボールコミュニケーション  
群馬クレインサンダーズバスケットボールスクール